

## CIEE 国内 ボランティア参加条件書

本プログラムへのお申込み・ご参加は下記条件によりお受けいたします。お申込みいただく前にこの条件書とWEBサイト掲載内容を必ずお読みください。(注)プログラムとは日本国内で開催する「国際ボランティア」の企画の総称であり、プロジェクトは現地でのボランティア活動を意味します。

### 第1条 本参加条件書の意義

本参加条件書は、契約書面の一部となります。

### 第2条 参加資格

国際教育交換協議会 日本代表部(以下、CIEE)の定める条件を満たしている方  
本プログラムの趣旨、運営方法を十分理解する方

### 第3条 契約

1. このプログラムは、現地受入団体が企画・実施し、CIEE(東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山)が参加に必要な手続きをおこなうものです。このプログラムに参加されるお客様はこの条件書に同意し、CIEE と契約を締結することになります。なお、全てのプロジェクトは、現地集合・現地解散となります。
2. CIEE はお客様の依頼により、現地受入団体等の実施するプログラムに関するサービスの提供を受けることができるよう取次することを引き受けます。
3. プログラムの内容・条件は、CIEEのWEBサイトにおいて記載したもの、本参加条件書、出発前にお渡しする書面、および現地受入団体等が定める規則によります。

### 第4条 お申込みと契約の成立時期

1. 必要事項が全て記載された申込書類をCIEEの定める締切日までに提出いただきます。申込書類が受領されたか否かの確認は申込者の責によります。
2. CIEEは、申込書類の記載内容等を基にCIEEまたは現地受入団体の判断によりお客様のプロジェクトへの参加可否を決定し、お客様にご連絡いたします。
3. 申込書類の選考の結果、プロジェクトに参加いただけることとなった場合、お客様には指定の期日までにCIEEの指定する口座に参加費用をお振込みいただきます。  
申込金(お一人) = プログラム料金全額+メンバー会費(対象者)  
\* メンバー会費については、CIEEのWEBサイト [http://www.cieej.or.jp/ciee/member\\_fee.html](http://www.cieej.or.jp/ciee/member_fee.html) をご覧ください
4. お申込みは申込書類の提出と参加費用の入金をもって完了します。期日までに完了いただけない場合は、参加の意思がないものとして取扱います。
5. CIEEが参加費用の入金を確認し、お客様に参加決定を通知した時点で契約が成立いたします(お客様が参加決定の連絡を確認した時点ではありません)。
6. 申込書類に記載の希望内容は全て参加意思があるものとみなし手続きをいたします。
7. 活動内容や派遣先、健康状態等により、別途書類を提出していただく場合があります。

### 第5条 お申込み条件

1. 20歳未満の方は保護者の同意が必要です。指定の期日までに保護者の署名を添えた同意書をご提出いただきます。

2. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
3. 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などは、その旨をお申込み時にお申し出下さい。お申込み後の発症の場合は、発症後直ちにお申し出下さい。この場合、お客様からのお申し出に基づきCIEE がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、医師の診断書を提出していただく場合があります。

#### **第6条 参加条件**

以下の事由に合致しない場合は、ご参加をお断りさせていただきます。

- (1) 心身ともに健康でプログラム参加に適すること。

\*現地事情や関係機関等の状況などにより、プロジェクトの安全かつ円滑な実施のために、ご負担の少ない他のプロジェクトをお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

- (2) 年齢、英語力、資格、技能その他の条件がCIEE の指定する条件に合致すること。

- (3) お申込みの全日程に参加すること。

\*お客様のご都合による別行動は原則としてできません。

\*全日程への参加が不可能な場合に伴う変更および取消はお客様の都合によるものとみなし、第15条および第16条に基づき、取消料規定の適用となります。

- (4) プロジェクト開始日までに必要な手続きが完了できること。

- (5) 参加目的が適切であること。

#### **第7条 参加決定通知と最終案内書面の送付**

1. CIEE は、お客様からの参加費用の入金を確認後速やかにお客様に参加決定の通知をいたします。
2. CIEE は、必要書類の提出等お客様による全ての手続きが完了したことを確認した後、遅くともプロジェクト開始日の30日前までに最終案内書面を郵送または電子メールにて送付いたします。
3. CIEE からお客様に送付する書類(参加決定通知書、最終案内書面等)は、郵送の場合は全て日本の住所にのみ送付いたします。
4. CIEE は、集合時刻・場所等に関する情報を参加決定通知または最終案内書面にてお客様にお知らせいたします。
5. プロジェクト開始前に必ず全ての書類を入手できるよう余裕をもって手続きを済ませてください。
6. CIEE から送付の書類は全て熟読していただきます。

#### **第8条 お支払い**

1. 申込金はプログラム料金およびメンバー会費(対象者)となります。
2. 参加費用はCIEE が指定する期日までにお支払いいただきます。期日までにお支払がない場合は、参加の意図がないものとみなし、参加を取消します。

#### **第9条 参加費用に含まれるもの**

参加費用は、CIEE 手続代行手数料・諸経費、プロジェクト参加費(滞在費・移動費・食費等)、普通傷害保険および税・サービス料金などを含みます。

\*詳細はWEB サイト内、参加費用料金表「参加費用に含まれるもの」をご参照ください。

\*集合から出発までの期間の普通傷害保険を以下の通り付保しておりますが、補償内容が十分でない場合は別途、国内旅行保険などへの加入をご検討ください。

<プログラム費用に含まれる補償内容>

・死亡・後遺障害保険:1,596千円

・賠償責任保険:5,000千円

\*上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

#### **第10条 参加費用に含まれないもの**

「参加費用に含まれるもの」のほかは参加費用に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

\*詳細はWEB サイト内、参加費用料金表「参加費用に含まれないもの」をご参照ください。

- (1) 自宅から集合場所まで、解散場所から自宅までの交通費。
- (2) プロジェクト開始前・終了後の一切の費用。
- (3) クリーニング代、通信料、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

#### **第11条 参加費用の額の変更**

CIEE は契約締結後には、次の場合を除き参加費用の変更は一切いたしません。

- (1) 現地受入団体等の都合によりプロジェクトの参加費用が変更された場合。

\*参加費用を変更するときは、プロジェクト開始日の前日から起算してさかのぼって15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

#### **第12条 プログラム**

1. 本プログラムは現地集合、現地解散ですので集合前及び解散後は、すべてお客様ご自身でご手配頂きます。出迎え、CIEE の引率等はありません。
2. プロジェクト開始後に日程や活動内容が天候や派遣先の理由等で変更になる場合もあります。
3. 現地受入団体は安全を第一にし、お客様の能力や経験、他のお客様とのバランスを考慮しながらプロジェクトを実施します。
4. 使用言語は原則英語です。
5. プロジェクト期間中は現地受入団体がプロジェクトを管理・運営します。
6. プロジェクト期間中は現地受入団体がお客様の安全を第一にプロジェクトを遂行します。
7. 現地受入団体の都合等により、プロジェクトの日程および活動内容や宿泊場所がCIEEのWEB サイト及び資料に記載されている内容から予告なしに変更されることがあります。この場合、内容変更に基づく必要経費はお客様ご自身の負担となります。

#### **第13条 プロジェクト内容の変更**

契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、現地受入団体のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他CIEE の関与し得ない事由が生じた場合において、プロジェクトの安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、日程やプロジェクト内容・活動内容を変更することがあります。

#### **第14条 お申込み内容の変更**

1. 契約成立後は、お申込み内容の変更はお受けできません。
2. 契約成立後、お客様ご自身の都合によりお申込み内容の変更を希望される場合は、参加をキャンセルしたものとみなし、第15 条の取消料規定に従い、取消料を申し受けます。そして、再度お申込み・お支払いいただきます。(但し、CIEEメンバー会費は差し引く)

#### **第15条 プロジェクト開始前の契約の解除・払い戻し**

1. お客様の解除権と払い戻しについて以下のとおりといたします。

(1) お客様は次表に記載した取消料(おひとりにつき)をお支払いいただくことにより、いつでも契約を解除することができます。契約解除日とは、参加者からの参加取消書面をCIEE が確認した日をさします。契約解除のお申し出は、CIEE 東京オフィスにて、その営業時間内にお受けします。

契約解除の日 取消料

契約成立以降、又は無連絡不参加 参加費用の100%

(2) 取消される場合、必ず参加取消書面をご提出いただきます。

(3) CIEEの責によらない事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

(4) 提出されたすべての書類はCIEE 規定により保管・破棄し、いかなる理由によっても返却いたしません。

2. CIEE の解除権について以下のとおりといたします。

(1) 以下の事由によりCIEE は契約を解除することがあります。このとき、本条第1 項(1)に規定する取消料と同額の違約料をお客様にお支払いいただきます。

① CIEE の指定する期日までに必要な書類の提出と入金を確認できない場合。

② CIEE からの連絡に対しお客様から2 週間以上にわたり回答が得られない場合。

③ お客様がCIEE に届け出た情報に虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合。

④ お客様がCIEE のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

⑥ お客様が病気、怪我、その他の事由により、当該プロジェクトに耐えられないと認められたとき。

⑦ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

⑧ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(2) 以下のようなCIEE の責によらない事由の場合、CIEE は契約を解除することがあります。このとき、本条第1 項(1)に規定する取消料をお客様にお支払いいただきます。

① 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他のCIEE の関与し得ない事由が生じた場合において、WEB サイトに記載した内容に従ったプログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(3) 次の項目に該当する場合、CIEE は契約を解除することがあります。このとき、既に収受している参加費用の全額を払い戻しいたします。

① 現地受入団体等の都合によりプロジェクトが中止になったとき。

\*この場合プロジェクト開始日の前日から起算してさかのぼって3 日目にあたる日より前にプロジェクト中止の通知をいたします。

② CIEE があらかじめ明示したプログラム実施条件が現地受入団体等の事由により成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

③ そのほかCIEE が本プログラムの運営上やむを得ない事由があると認めた場合。

#### **第16条 プロジェクト開始後の契約の解除・払い戻し**

1. お客様の解除権と払い戻しについて以下のとおりといたします。

(1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2) プロジェクト開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりWEB サイトに記載したサービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になったサービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(3) 本項(2)の場合において、CIEE は参加費用のうちサービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由がCIEEの責に帰すべき事由によらない場合においては、払い戻すべき金額から、CIEEが当該サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2. CIEE の解除権について以下のとおりといたします。

(1) プロジェクト開始後であっても、CIEE は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して契約の一部を解除することがあります。

- ① お客様が病気、怪我、その他の事由により、プロジェクトの継続に耐えられないと認められるとき。
- ② お客様がプロジェクトを安全かつ円滑に実施するための現地受入団体や派遣先の指示への違背、これらの者又は他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該プロジェクトの安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他のCIEE の関与し得ない事由が生じた場合において、プロジェクトの継続が不可能となったとき。

④ その他現地受入団体等が不適切と認めるとき

(2) 解除の効果及び払い戻しについて以下のとおりといたします。

① 本項(1)の③に記載した事由によりCIEE が契約を解除したときは、CIEE が現地受入団体等に対して取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。

② 本項(1)の①②④に記載した事由でCIEE が契約を解除したときは、一切の払い戻しをいたしません。

(3) CIEE が本項(1)の規定に基づいて契約を解除したときは、CIEE とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けたサービスに関するCIEE の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

#### **第17条 参加費用の払い戻しの時期**

1. CIEE は、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、プロジェクト開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して20 日以内に、プロジェクト開始後の解除による払い戻しにあつてはプロジェクト終了日の翌日から起算して30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

2. 本条第1 項の規定は、第19 条(CIEE の責任と役割)又は第20 条(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又はCIEE が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

#### **第18条 お客様への連絡**

1. プロジェクト期間内外にかかわらず、ご家族等からは、原則として直接お客様に連絡を取っていただきます。
2. 重大緊急時にCIEE から現地へ連絡をとる場合、昼間は現地受入団体等オフィス経由、夜間は現地受入団体等の時間外連絡先経由となります。場所により通話ができない場合があります。

#### **第19条 CIEE の責任と役割**

1. 本プログラムにおけるCIEE の役割は、参加手続きの代行および最終案内書面の送付をもって完結します。
2. 次に例示するようなCIEE の責によらない事由により、お客様が損害を被られた場合におきましては、CIEE は

一切責任を負いません。

- (1) お客様が法令や公序良俗に反した場合。
- (2) 現地受入団体等もしくは派遣先のルールに反する行動をとった場合。
- (3) 現地受入団体等の求めるものを準備せず参加できない場合。
- (4) 集合時間に間に合わなかった場合。
- (5) 現地受入団体等の合理的な判断によるプログラム日程、内容の変更もしくはプロジェクトの中止。
- (6) 天災地変、戦争、暴動、ストライキなどによる不慮の事態、その他不可抗力により生じるプロジェクト日程、内容の変更もしくは中止。
- (7) 官公署の命令、伝染病による隔離、またはこれらによって生じるプロジェクト日程、内容の変更もしくは中止。
- (8) 事故、疾病、食中毒、盗難などを理由に参加できない場合。
- (9) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。
- (10) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じるプロジェクト日程、内容の変更もしくは中止。
- (11) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じるプロジェクト日程、内容の変更・目的地滞在時間の短縮。
- (12) 自由行動中の事故。

3. CIEE は契約の履行にあたって、CIEE の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

ただし損害発生の日から起算して2年以内にCIEE に対して通知があった場合に限りです。

#### **第20条 お客様の責任**

1. お客様は、CIEE から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他のプログラム内容について理解するよう努めなければなりません。
2. お客様は、プロジェクト開始後において、万が一お申込み条件と異なる内容が提供されたと認識したときは、現地において速やかにその旨を現地受入団体等に申し出なければなりません。
3. 現地受入団体等は、プロジェクト期間中お客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが現地受入団体等の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担としお客様は当該費用を現地受入団体等が指定する期日までに現地受入団体等が指定する方法で支払わなければなりません。
4. 法令、公序良俗に従っていただきます。
5. お客様は、プロジェクト期間中プログラム参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、プロジェクトを安全かつ円滑に実施するため現地受入団体等や派遣先等の指示・ルールに従っていただきます。
6. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様がCIEEの規定を守らないことによりCIEE が損害を受けた場合は、CIEE はお客様から損害の賠償を申し受けます。

#### **第21条 個人情報の取扱い**

1. CIEE は「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守いたします。詳しくはCIEE のWEB サイト：<http://www.cieej.or.jp/>をご覧ください。
2. お客様の滞在先情報については、緊急時に保護者の方からお問合せがあった場合のみお知らせいたします。
3. 個人情報は緊急事態への対応等、必要な場合に限り関連機関からの求めに応じて提供する場合があります。

4.お客様が大学生の場合、所属大学の求めに応じてお客様の個人情報や滞在先情報などを所属大学に提供する場合があります。但し、これらの情報提供に同意しない旨、お申込み時にお申し出いただいた場合は除きます。

5.CIEEは、取得した個人情報についてお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいたプロジェクトにおいて手配に必要な範囲内で利用し、また、受入団体、保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、1.CIEEの取り扱うプログラムのご案内、2.プログラム参加後のご意見やご感想の提供のお願い、3.アンケートのお願いに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 第22条 その他

1. 本プログラム参加にあたり、お客様の自己管理、自己責任、積極性、主体性、柔軟性、および協調性が求められます。

2. CIEE はいかなる場合もプロジェクトの再実施はいたしません。

3. プロジェクト期間外の宿泊や交通機関等ご自身で手配されたお申込み条件は、お申込みされた業者の規定によります。それらは全てご自身の責任において決断・行動されるものです。

4. 活動地の情報はご自身で収集していただきます。

5. お客様の個人的な諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

6. この参加条件は2017年1月1日以降にお申込みされる方に適用されます。

この参加条件書は2017年1月の基準に基づきます。

Copyright (C) Council on International Educational Exchange. All rights reserved\_\_